

新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養について

滋賀県では新型コロナウイルス感染症の重症者等に対する十分な医療提供体制の確保のため、新型コロナウイルスに関する検査結果が陽性であっても、症状がない方・医学的に症状の軽い方には、医療機関への入院ではなく、宿泊療養施設での療養を行っていただく場合があります。

宿泊療養施設での療養期間中は、常駐する医療従事者が健康観察を行いますのでご安心ください。

宿泊療養となった場合の連絡について

① 新型コロナウイルスに関する検査で陽性と判定された場合

滋賀県の新型コロナウイルス患者の入院先等を調整しているコントロールセンターにおいて、ご本人の容態や、病院の空床状況、ご家族の状況等から、入院先や宿泊療養施設を決定します。

② 宿泊療養施設での療養となる場合

コントロールセンターからご本人に症状等を確認したうえで、宿泊療養施設での療養を決定します。宿泊療養となる場合、コントロールセンターで入所時間や移送手段等をご本人や宿泊施設等と調整し、ご本人に連絡を行います。

また、宿泊療養施設に到着後に入所に際してのオリエンテーションを行います。

入所時の持ち物・準備物について

◆ 事前準備

下記の持ち物・準備物を参考に、ご家族に連絡するなどして、2週間程度の外泊を想定して宿泊療養の準備を行ってください。

なお、基本的に自宅にあるものでご用意いただき、足りないものについては家族等に依頼して購入するなど、ご本人が外出しない方法でご準備ください。居室に常備されているアメニティ類はございませんのでご留意ください。

◆ 持ち物

- 保険証
- 服用中の薬剤、お薬手帳
- 筆記用具
- 衣類（着替え、パジャマ、室内履き等）
- 洗面用具（歯ブラシ、歯磨き粉、石鹸、シャンプー・リンス、櫛、ひげそり、化粧品、ティッシュ等）
- 洗濯用具（洗剤、ハンガー・洗濯ばさみ等） ※漂白剤は使用禁止
- 食事用具（はし、スプーン、湯飲み等）
- タオル類（バスタオル、フェイスタオル、バスマット、ふきん等）
- 娯楽関係（スマートフォン、タブレット端末、充電器、本など娯楽に必要なもの等）
- その他（枕、体温計、掃除用具等）

※枕はありませんので、ご持参ください

※以下のものは、各居室に用意されています。

トイレットペーパー、寝具（枕除く）、手指消毒用アルコール、マスク、ごみ袋

※たばこ、酒・ビール等のアルコール、生もの、騒音を出すものは持ち込み禁止です。